

電子消費者契約通信未納利用料請求最終督促状

この度、ご通知致しましたのは貴方様(以下：乙)の御利用された『有料アダルトサイト未納分』について御利用通信会社から再三のご連絡を試みたのですが連絡が取れず、この度当社(以下：甲)が委託を受けましたのでご連絡差し上げました。

こちら「電子消費者契約民法特例法」上、法務省認可通達書となっておりますので連絡無き場合、甲は乙に対しログ記録を債務証明として簡易裁判所へ提出させて頂き、少額民事訴訟の手続きを行なわせて頂き、書類通達後、指定裁判所へ出廷となります。

また裁判後の措置と致しまして、給与差し押さえ及び動産物差し押さえを強制執行させて頂きますゆえ、甲と執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂くようお願い致します。

尚、書面でのご連絡となりますので請求金額、お支払い方法等は甲が委託を承ったことにより当初の設定と相違がありますので至急ご連絡をお願い致します。

担当：佐藤 隆 0120-181-438

アイ・エス債権管理回収(株)

営業時間：平日 9：00～15：00

〒133-0002

東京都江戸川区谷河内 2-7-3

東京都中央弁護士協会認定督促部 (代表)橋本 武史

法務省認定債権回収業者加盟店(1)2958632

